

横浜市踊場公園こどもログハウス

指定管理者募集要項

平成17年10月
横浜市戸塚区

はじめに

横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」について、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び横浜市公園条例第28条の2の規定により、指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 施設名称

横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」

(2) 所在地

横浜市戸塚区汲沢八丁目11番

(3) 施設概要

- ア 開設時期：平成3年6月1日
- イ 構造：木造地上2階建
- ウ 延床面積：205㎡
- エ 施設内容：エントランススペース、スタッフスペース、遊具スペース、静かなスペース
- オ 屋内遊具：地下迷路、滑り台、はん登棒、竹登り棒、ネット階段、こぶし付きロープ、ハンモック、はしご、伝声管、ウッドステーション

2 業務内容

(1) 業務内容

指定管理者は以下の業務を行うこととします。業務の詳細は業務仕様書で示します。

- ア 横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」の運営に関すること。
- イ 横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」の維持管理に関すること。
- ウ その他の業務

(2) 管理運営方針

横浜市踊場公園こどもログハウスを管理運営するにあたっては、次に掲げる方針に沿ってください。

- ア こどもログハウスは、こどもたちが木のぬくもりを感じながら遊ぶことのできる屋内施設で、こども同士の遊びを通じ、青少年の健全育成を育むことのできる場であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- イ 利用者のニーズに応えるために、地域住民や利用者の声を聴取し、運営面に反映させること。
- ウ 管理業務を行うにあたって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じること。
- エ 利用者の安全に最大限の配慮を図ること。
- オ 適正な経費で最大のサービスを提供する効率的な運営を行うこと。

(3) 業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。

その場合、横浜経済の活性化及び市内企業育成のため、横浜市内の中小企業（横浜市内に主たる営業所がある企業）を最優先として活用してください。

(4) 法令等の遵守

横浜市踊場公園のこどもログハウスの管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守していただきます。

- ア 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- イ 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- エ 横浜市公園条例、横浜市公園条例施行規則
- オ 個人情報保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例等
- カ その他関係法令

3 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までとします。

(2) 管理経費

指定管理者には、こどもログハウスの管理経費を事業計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度毎に予算の範囲内で支払います。

4 応募資格

(1) 応募者の資格

応募者は、指定期間中、円滑に対象施設を管理運営できる法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とします。

なお、応募者は、区内又は市内に事務所を有するなど、事故等への対応を迅速かつ円滑に行う体制が確保できることを要します。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

5 応募方法

(1) 応募書類

- ア 指定申請書（横浜市公園条例施行規則第18号様式の2）
- イ 事業計画書（様式1）
- ウ 自主事業計画書（様式2）
- エ 自主事業別計画書（単表）（様式3）
- オ 管理経費提案書（様式4）
- カ 管理に関する業務の収支予算書（様式5）
- キ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- ク 共同事業体協定書兼委任状（様式6）

- ケ 共同事業体連絡先一覧（様式7）
- コ 株式会社・有限会社・社団法人などにおいては定款、財団法人などにおいては寄付行為、その他の団体についてはこれに類するもの
- サ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本
- シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- ス 法人にあつては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税の納税証明書（過去3年分）（「その3」の「未納がないことの証明」）
- セ 決算書類等（過去3年分）
- （ア） 法人の場合
- ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・製造業原価報告書等の原価の明細
 - ・販売費及び一般管理費等の明細
 - ・人員表（様式8）
- （イ） その他の団体
- ・正味財産計算書（総括）
 - ・貸借対照表（総括）
 - ・収支計算書（総括）
 - ・収益事業を行っている場合には税務申告書の控えの写し
 - ・人員表（様式8）
- セ 現在の組織、人員体制を示す書類

(2) 提出部数

応募書類ア～キの順に並べ、フラットファイルに閉じ、背表紙及び表紙に「応募施設名」及び「団体名」を記載した上で11部提出してください。

応募書類コ～サの順に並べクリップ留めしたもの3部提出してください。ただし様式6、様式7は共同事業体を結成する場合に3部、納税証明書及び登記簿謄本については、原本を1部添付してください。

(3) 公募要項の配布期間・場所

ア 配布期間 平成17年10月24日（月）～11月24日（木）

イ 配布場所 〒244-0003 戸塚区戸塚町157-3

戸塚区総務部地域振興課（戸塚区役所4階45番窓口）

※戸塚区のホームページにおいて公募要項を公開しています。

(4) 応募者説明会・現地説明会

横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」について、応募者説明会及び現地説明会を現地で開催します。申請を予定している団体は必ずご参加ください。

ア 日 時 平成17年10月28日（金） 午前10時から11時まで

イ 場 所 横浜市踊場公園こどもログハウス「ニャンぱく砦」

ウ 申し込み 参加を希望する団体は、前日の15時までにファクシミリで「横浜市踊場公園こどもログハウス応募者説明会申込書（様式9）」を提出してください。

※ 公園に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

(5) 質問の受付について

今回の公募にあたり、質問事項がある場合には、「質問票(様式10)」に記載のうえ、平成17年11月9日(水)17時15分までに戸塚区地域振興課あてFAX(045-864-1933)で送付してください。募集要項を配布した団体に11月16日(水)までに回答します。

(6) 応募書類の受付期間・場所

- ア 受付期間 平成17年11月25日(金)～11月29日(火)
※郵送も可、郵送の場合は、29日必着
- イ 受付場所 〒244-0003 戸塚区戸塚町157-3
戸塚区総務部地域振興課(戸塚区役所4階45番窓口)
- ウ 提出時間 午前8時45分～正午 午後1時～午後5時15分
(土日を除く。)

6 選定方法

(1) 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定スケジュールは、以下を予定しています。

- ア 公募要項の配布 平成17年10月24日(月)～11月24日(木)
- イ 応募者説明会 10月28日(金)
- ウ 現地説明会 10月28日(金)
- エ 質問票受付締切 11月9日(水)
- オ 質問票回答 11月16日(水)
- カ 応募書類の提出期間 11月25日(金)～11月29日(火)
- キ 公開ヒアリング 12月上旬
- ク 優先交渉権者の公表 12月中旬

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

審査にあたって、公開でプレゼンテーションとヒアリングを行います。法人等の代表者又は代理者等1名の出席をお願いします。

日時・場所等の詳細が決定し次第、応募団体に連絡いたします。

(3) 優先交渉権者の選定

応募書類やプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、「横浜市踊場公園こどもログハウスの指定管理者の選定基準」に基づき、「横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会」の審査による選定を受け、区長が優先交渉権者を決定します。結果については応募団体に通知するとともに戸塚区のホームページにおいて公開します。

(4) 選定委員会

- 委員長 池田維介(戸塚区総務部長)
- 委員 石井昇(戸塚区体育協会会長)
- 高野公枝(戸塚区消費生活推進員の会区代表)
- 宗像敦子(戸塚区PTA連絡協議会会長)

7 応募等に関する留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 重複提案の禁止

応募一団体(共同事業体)につき、提案は一案とします。複数の

提案はできません。

また、複数の共同事業体の構成員となることもできません。

(3) 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退するときは、辞退届（様式11）を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は横浜市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(7) 選定結果等の公表について

優先交渉権者の選定の結果（応募団体名、評点等）及び応募書類等については、戸塚区のホームページ等において公表します。

(8) 情報の公開

応募団体の応募書類及び選考結果については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき情報開示請求が提出された場合は、非公開とすべき箇所を除き、原則として公開することとします。

8 指定管理者の指定など

(1) 指定管理者の指定

議会の議決により、優先交渉権者を指定管理者に指定します。

(2) 協定の締結

優先交渉権者決定後、区は指定管理者と細目の協議を行ない、仮協定を締結します。その後議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。協定書の発効は平成18年4月1日とします。

(3) 協定の内容

協定の内容は概ね以下のとおりとします。詳細については優先交渉権者に提示します。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画書に記載された事項

ウ 本市が支払うべき経費に関する事項

エ 施設内物品の所有権の帰属に関する事項

オ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

カ 実績評価に関する事項

キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ク 損害賠償に関する事項

ケ その他区長が必要と認める事項

(4) 対象施設の引継ぎ

対象施設の引継ぎ業務の内容は概ね以下のとおりです。詳細については優先交渉権者に提示します。

なお、引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とします。

- ア 管理受託者からの引継ぎ
- イ 事業計画書作成
- ウ 広報宣伝業務
- エ 区役所等との連携・調整

9 指定管理者と横浜市の責任分担

項目	指定管理者	横浜市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
施設の管理運営	◎	
物品管理	◎	
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	
災害復旧		◎
施設の整備、改修等	○ 1件10万円未満の 修繕	◎
賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	◎	

10 指定管理者制度に関する留意点

(1) 指定の取り消し等

横浜市議会の議決を経るまでに、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、指定管理者の指定にあたり、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、こどもログハウスに係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償いたしません。

(2) こどもログハウスにおいて発生した事故への対応

指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとします。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

なお、損害賠償保険への加入は指定管理者の任意とし、加入する場合の保険料は指定管理者の負担とします。

(3) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、管理業務を行うにあたって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとし

ます。

指定管理者は、個人情報保護に関して、本市が開催する研修に参加するとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(4) 公租公課の取り扱い

本件により指定管理者がこどもログハウスを管理することで、会社等にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。詳しくは区役所課税課又は税務課へ相談ください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(5) 市役所ごみゼロに関する取り組み

こどもログハウスから発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、「市役所ごみゼロ」への取り組みに協力していただきます。

(6) ISO14001に関する取り組み

横浜市は平成18年度を目途に、市の全組織でのISO14001の認証取得を目指しています。こどもログハウスにおいても、管理運営業務に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を遵守し業務を行ってください。

1 1 問合せ先

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157-3
戸塚区総務部地域振興課 担当 福山・原
電話045(866)8415 Fax 045(864)1933

横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者 の選定基準

1 指定管理者となりうる実績及び能力について (60点)

- (1) 公の施設あるいは市民利用施設の管理運営の実績があるか
- (2) こどもログハウス管理業務を遂行するための体制が整っているか
- (3) 職員の資質向上のための研修計画等を計画しているか
- (4) 安定的な財政基盤を有しているか
- (5) 個人情報保護について具体的な提案がなされているか
- (6) 防犯、防災等危機管理のあり方を理解し、具体的な提案がなされているか。

2 こどもログハウスの管理運営について (90点)

- (1) こどもログハウスの設置理念に基づいた運営方針が示されているか
- (2) 地域の特性を理解し、こどもログハウスの運営に反映させた提案がなされているか
- (3) 地域及び利用者のニーズを把握し、ログハウスの運営に反映させる提案がなされているか
- (4) 自主事業について利用者にとって適切な提案がなされているか
- (5) 利用者の安全対策について具体的な提案がなされているか
- (6) 事故発生時の対応について具体的な提案がなされているか

3 こどもログハウスの管理経費の縮減について (40点)

- (1) 効率的運営に向けた具体的な計画、工夫が提案されているか
- (2) 管理運営経費の内容が適切で、提案額が予定額以下になっているか

以上の選定項目にそって、横浜市踊場公園こどもログハウス選定委員会において、審査・評価を行います。